

**⑨皆さんのご意見をお聞かせください～地域主権一括法に関するパブリックコメント～**

次の案件について、パブリック・コメントを行います。皆さんのご意見・ご提案をお聞かせください。  
「パブリック・コメント手続制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、素案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させるという制度です。実施期間中は、市ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。

案件名	趣旨	問
「笠間市消防長及び消防署長の資格を定める条例」の制定に伴う基準（案）	地域主権一括法による消防組織法の一部改正に伴い、これまで市町村の消防長および消防署長の資格の基準を定める政令で規定していた消防長および消防署長の資格の基準について、市が定めるものです。	消防本部 総務課 Tel 0296-73-0119
「笠間市社会教育委員に関する条例」の改正に伴う基準（案）	地域主権一括法による社会教育法の一部改正に伴い、これまで社会教育法で規定していた社会教育委員の委嘱の基準について、市が定めるものです。	生涯学習課 (内線 380)
「笠間市工場立地法基準条例」の制定に伴う基準（案）	地域主権一括法による工場立地法の一部改正に伴い、これまで工場立地法施行規則で規定している「工場立地に関する準則」に代えて適用すべき準則を市が定めるものです。（工場立地法で定める「緑地面積率に関する区域の区分ごとの基準」の範囲内で笠間市独自の基準を定めるもの）	まちづくり推進課 (内線 507)

**意見の提出方法** 氏名、住所を明記し、直接または郵送、FAX、メールで提出してください。  
(書式自由)

※いただいたご意見は、市からの回答とともに笠間市ホームページに掲載させていただきます。

**実施期間（意見提出期間）** 12月10日（火）～平成26年1月10日（金） 全32日間

**問・提出先** 行政経営課（内線 558） 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1  
FAX 0296-78-0612 メール info@city.kasama.lg.jp

**⑩浄化槽をお使いの方へ**

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の定期的な維持管理と検査は、法律により実施が義務づけられています。定期的に清掃や検査を行いましょ。

**維持管理に必要なこと**

	保守点検	清掃	法定検査
<b>実施頻度</b>	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合：年3～4回	年に1回以上（全ぱっ気方式は6か月に1回以上）	浄化槽を使い始めてから3～8か月以内（その後は年1回）
<b>内容</b>	浄化槽内の機器（送風機やタイマーなど）の点検、消毒剤の補充	浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業	保守点検、清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査する
<b>申</b>	県に登録している保守点検業者	市の許可を受けた清掃業者	(公社)茨城県水質保全協会

※保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」をご活用ください。希望される方は現在契約されている保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

**問** 下水道課（内線 71131）  
茨城県生活環境部環境対策課 Tel 029-301-2966  
(公社)茨城県水質保全協会 Tel 029-291-4004

**⑥「笠間図書館リユースフェア」を開催します**

雑誌や図書の一部などを提供する「リユースフェア」を開催します。英字新聞もご用意していますので、ラッピングやクラフト等にご活用ください。

なお、整理券の配布は行いません。先着順に並んでいただきますので、暖かい服装でご来館ください。

**日時** 12月8日（日）午前9時～午後4時  
**場所** 笠間図書館 2階ホール  
(笠間市石井 2023-1)

**持ち物** マイバックなどの持ち帰り袋  
**問** 笠間図書館 Tel 0296-72-5046

**⑧「第8回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会」開催に伴う交通規制のお知らせ**

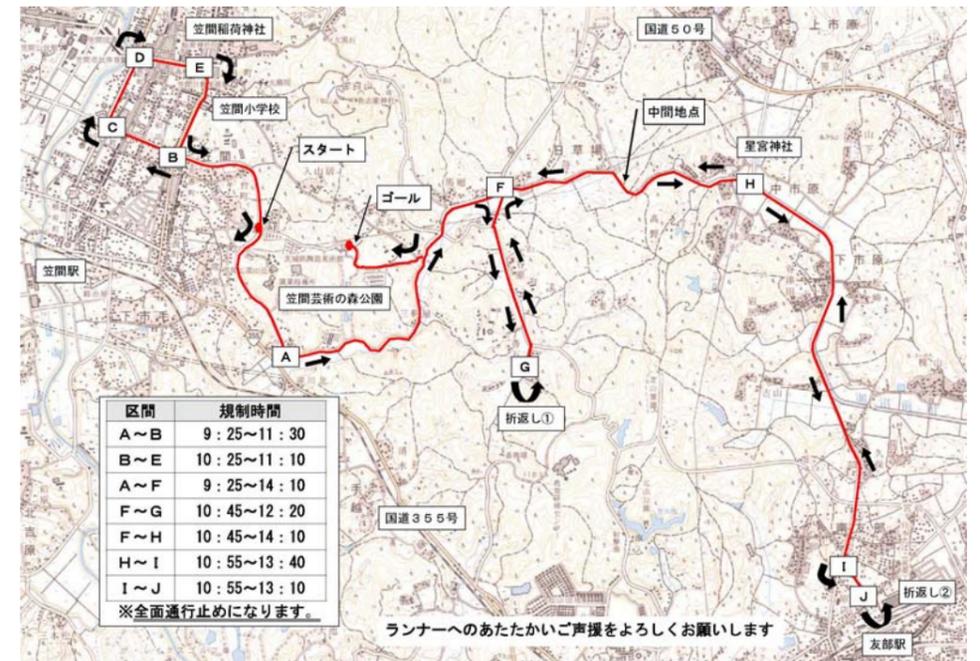
第8回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会の開催に伴い、車両交通規制を行います。付近にお住まいの方や通行される方には、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

**開催日時** 12月15日(日)午前9時25分～午後2時10分（雨天決行）

※最終ランナー通過後、随時交通規制は解除されますので、区間によって規制時間が異なります。

**規制内容** 全面通行止め

**問** スポーツ振興課（内線 391・392）



※広範囲にわたる交通規制のため、『広報かさまお知らせ版平成25年11月7日 第25-24号』に続き、再掲載させていただきます。